

平成二十七年六月二十二日 薄曇

六月八日文部科省國立大學の學部見直しとて教員養成系、人文社會學系など「文系」學科の廢止又は分野の轉換を求むる通知を發出す。藤原正彦先生など反論を發表せらる。世上人を文系と理系とに分くるあり。その基準概ね卒業學科によるも、寧ろ我は文系なれば數學苦手なり、いや理系なれば文學藝術に疎しなど謙遜の理由附けに用ゐる多し。無論「文系」學科數學的才能を破壊する筈なく、「理系」學科文學藝術の素養を否定する筈もなく、論理矛盾明らかなるも、社交的には通用するものゝ如し。

本年四月原發再稼働差止を求むる假處分申請に對し、二裁判所より相反する判決あり。一つは同月十四日、關西電力高濱原子力發電所に對する福井地裁（樋口英明裁判長）の差止假處分を命ずる判決、他の一つは同月二十二日九州電力川内原子力發電所に對する鹿兒島地裁（前田郁勝裁判長）の假處分を認めずとする判決なり。裁判長の樋口氏は文系出身なるに對し前田氏は理系の出身なり。判決文未公開なるも、報道並びに同じ樋口氏による關西電力大飯原發運轉差止の福井地裁判決文（昨年五月二十一日、以下前判決と記す）を基に、「理系は元來原發推進派なり」との先入觀を棄て、愚案以下の如し。

前判決は「事案の概要」並びに「争點と當事者の主張」を紹介後、「當裁判所の判斷」として先づ「人格權」を指針とし、「具體的危險性が萬が一でもあるのかが判斷の對象」なりとす。從ひ原子爐規制法による専門技術的の裁量を伴ふ判斷とは關係なき司法審査なりと明言す。而して規制基準の「想定外」の可能性を地震に於ける加速度變化、電源喪失時の二次的損害等に求め、重大の危險ありとして原子爐の運轉差止を命ず。

以上は今回の高濱假處分判決にも通底すと見るべく、この内「人格權」云々は「高度の法理論」的知見を要し、小生その任に堪へざればこれを措き、「想定外」問題に就き考察す。即ち大飯に於ける基準地震動による地盤振動の最大加速度を700ガルとし、その1・80倍の1260ガルを「想定内」とせるに對し、前判決はこれを越ゆる地震（例へば岩手宮城内陸地震では4022ガル）による冷却機能喪失の危險性を論ず。一見尤もに見ゆるも、この論「想定内」を如何に高く設定すとも、常にそれより高き値を「想定外」になし得れば、眞當なる議論不能となりつべし。一方前田判決は、報道によるに、原子爐規制法による「想定内」の決定過程を詳細吟味せる上にて、これを妥當とし再稼働差止の申請を棄却す。この點に關する限り後者支持せらるべし。

これを文系理系の差とするは不當なるも、前判決に見る「想定外」を措定して「矛盾」を造成する論法は辨證法の逆用といひ得。文科省の人文系學部の再編要請は或る意味に於て二十世紀の人文「科學」を支配し來れる唯物辨證法への問掛けなるべし。

〔附記〕 「想定外」の語、従前は想定の甘さを悔ゆる反省の意味ありけるに、最近は寧ろ責任回避の方便となり果つるを歎く。